

# 八代市学校いじめ対処マニュアル

八代市教育委員会  
平成26年5月

## 【目 次】

### I 基本方針

このマニュアルを活用するにあたって	P 1
1 いじめの防止等に関する基本的認識	P 1
2 いじめの定義	P 2

### II いじめへの対処フロー図等

1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	P 2
2 いじめへの対処の流れ	P 3
3 重大事態の対処（学校用フロー図）	P 4

### III 基本的認識

1 「いじめ防止対策推進法」により学校が求められること	P 5
(1) 学校が講すべきいじめの防止等に関する措置等	P 5
(2) 学校がとるべき重大事態への対処	P 5
2 いじめのとらえ方	P 6
(1) 「暴力を伴ういじめ」	P 6
【資料】学校において、生じる可能性がある犯罪行為等	P 7
(2) 「暴力を伴わないいじめ」	P 8
3 いじめの未然防止のポイント	P 9
4 いじめの早期発見のポイント	P 10
5 いじめへの対処のポイント	P 12
6 評価	P 20
7 重大事態の対処	P 20
(1) 重大事態の意味	P 20
(2) 重大事態の調査	P 21
(3) 調査結果の提供及び報告	P 22

## I 基本方針

### このマニュアルを活用するにあたって

いじめは特定の児童生徒の問題ではなく、どの児童生徒もいじめを受けることはもちろん、いじめを行うこともありうるという事実を、教職員全員が意識して指導にあたらなければならない。

教職員が、このマニュアルを普段から読み込み、いじめを正しくとらえ、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処を体系的、計画的に行うために、一人一人の教職員がいじめの防止等への対応力と意識を高めるために活用していただきたい。

## 1 いじめ防止等に関する基本的認識

- (1) いじめはすべての児童生徒に関係する問題であり、どの学校にも起こりうるものであるという危機意識をもつこと。
- (2) いじめは人権侵害であり、心身に深刻な影響を及ぼす絶対に許されない行為であることを認識すること。
- (3) いじめは大人が気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものであると認識すること。
- (4) いじめへの対処においては、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を最後まで守り抜くという信念をもつこと。
- (5) 「いじめはいじめられる側にも原因がある」という考えは誤りであると認識すること。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することもあることを踏まえて指導を行うこと。
- (7) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題であると強く意識すること。

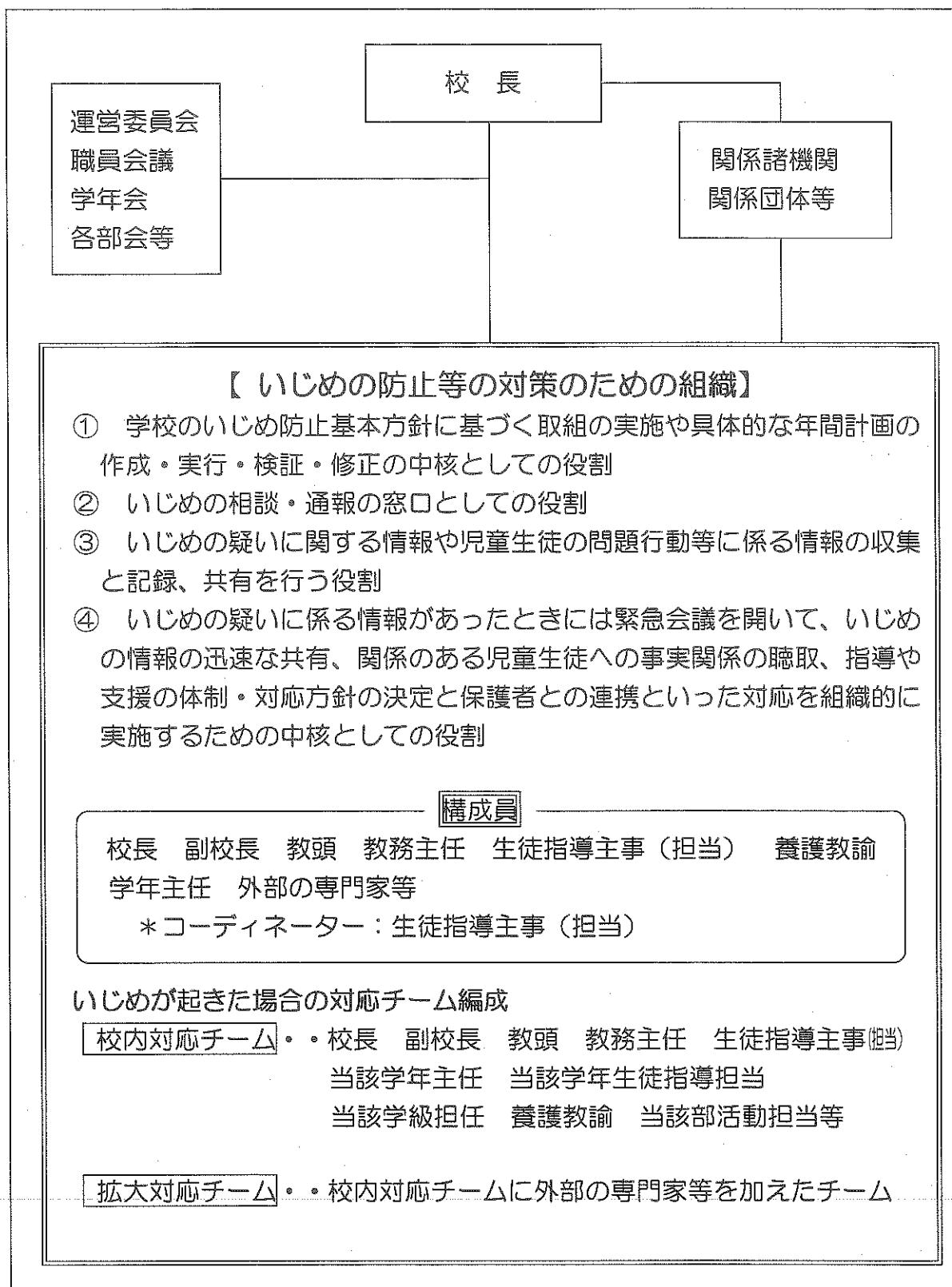
## 2 いじめの定義

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（いじめ防止対策推進法第2条より）

- 【留意点】
- ・いじめられた児童生徒の立場に立って考えること。
  - ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず当該児童生徒が関わっている仲間、集団等を指すこと。

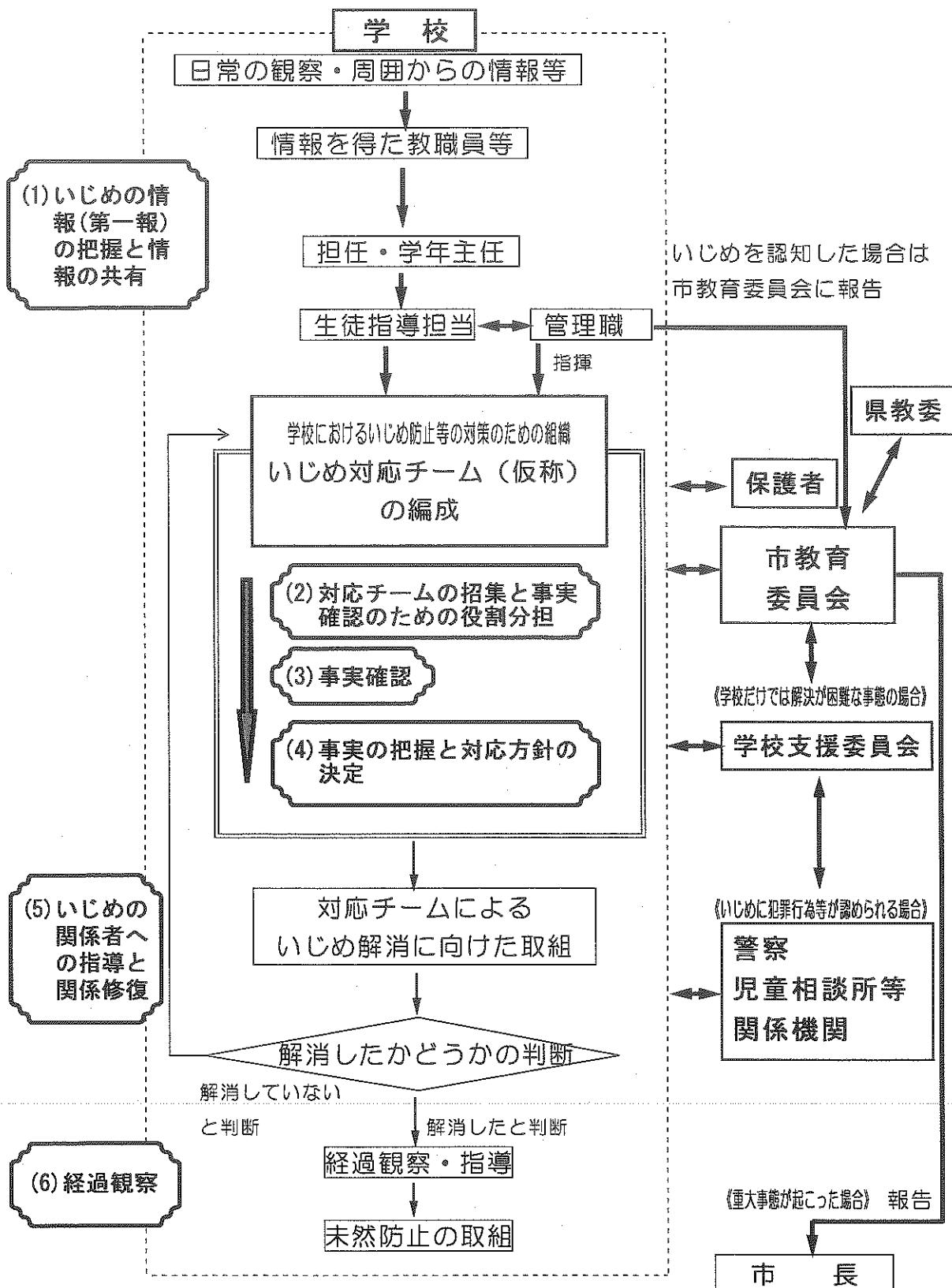
## II いじめへの対処フロー図等

### 1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織



## 2 いじめへの対処の流れ

短期間であっても、軽微なものであっても、本人がいじめられたと感じていれば、まず、いじめがあったという認識のもと、迅速かつ適切に対応することが重要です。



### 3 重大事態の対処（学校用フロー図）

※詳細はP20より説明

#### いじめの疑いに関する情報

- 法第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、市教育委員会へ報告



#### 重大事態の発生

- 市教育委員会に重大事態の発生を報告〔電話及び様式Ⅰ（資料6）を使用〕
  - ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（自殺を企図した場合等）
  - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を保安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合は、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」



#### 市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

##### 学校が調査主体の場合 市教育委員会の指導・助言のもと対応に当たる

###### ● 重大事態の調査組織を設置

- ※ 「いじめの防止等の対策のための組織」を母体とし、市教育委員会と連携しながら、適切な専門家を加え対応する。

###### ● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。

###### ● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係を適切に伝える。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮する。しかし、個人情報保護を理由として説明を怠るようなことはしない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめを受けた児童生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置を行う。

###### ● 調査結果を市教育委員会に報告（※市教育委員会から市長に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果に添える。

###### ● 調査結果を踏まえた必要な措置

##### 市教育委員会が調査主体の場合

###### ● 市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

### III 基本的認識

#### 1 「いじめ防止対策推進法」により学校が求められること

##### (1) 学校が講すべきいじめの防止等に関する措置等

- 学校いじめ防止基本方針の策定
- 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織（以下「学校の組織」という。）の常設
- すべての教育活動を通した道徳教育及び体験活動等の充実
- いじめ防止に資する児童生徒の活動の支援
- いじめ防止等のための啓発及び必要な措置
- いじめの早期発見のための定期的な調査その他必要な措置
- いじめ防止等のための研修その他資質向上のための措置
- 児童生徒、保護者、教職員のための相談体制の整備
- インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- 通報を受けた時にいじめの有無を確認するための措置及び市教育委員会への報告
- いじめへの対処
- いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援
- いじめを行った児童生徒に対する指導、保護者に対する助言
- いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにする措置
- 加害者側と被害者側との間で争いを起こさないための措置
- 所轄警察署との連携
- 教育上必要と認められる場合の懲戒
- 学校相互間の連携協力体制の整備

##### (2) 学校がとるべき重大事態への対処

- 重大事態が発生したことを市教育委員会を通じて市長へ報告
- 重大事態に対処し、同種の事態発生防止のため、事実関係を明確にするための調査
- いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報の提供

## 2 いじめのとらえ方

「いじめ」を「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」とに分けてとらえます。

### (1) 「暴力を伴ういじめ」

特 徴	<b>① 限定的なことが多い。</b>
	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「どの児童生徒も加害者や被害者になる」とは言えない。</li><li>○ 深刻な行為であるが、決して「どの児童生徒にも起こりうる」というものではない。</li></ul>
	<b>② 発見しやすい。</b>
	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」といった行為は、通常見られる行為とは違い、発見しやすい。</li></ul>
対 応 の ポ イ ン ト	<b>① 発見した時点で止める。</b>
	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「いじめ」であるか「けんか」であるかの判断は必要ない。明らかな暴力行使であるので、それを止める。</li><li>○ 仕返しだから許されるとかいうことではなく、理由の如何を問わず指導する。</li></ul>
	<b>② 関係機関にも躊躇することなく協力を願う。</b>
	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 暴力行為を止めさせるような場面では、教職員も被害に遭う可能性があるので、状況に応じてチームで対応する。それでも対応が難しい場合は警察等に連絡する。</li><li>○ P7の資料や熊本県学校等警察連絡協議会の申合わせ事項による相談基準にあるような事象が起きた場合は、警察に相談する。</li></ul>
	<b>③ 被害者の話を鵜呑みにしない。（被害者も被害を否定することがある）</b>
	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 仲良しグループ内でも上下関係が存在したり、そのグループを抜けてしまうと友だちがいなくなるという児童生徒がいたりすることを踏まえて指導する。</li><li>○ 「暴力」に気付いたら、速やかに止め、「いじめ」を疑う。被害者が「いじめ」を否定する場合でも「暴力」として止めさせ、いじめの有無を調査する。</li></ul>
	<b>④ 「〇〇ごっこ」をしている場合も止めさせる。</b>
	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「プロレスごっこ」、「じゃんけんをして勝った方が叩く」というような遊びに「いじめ」が存在することがある。</li><li>○ 本人たちは、「遊んでいるだけ」と言うかもしれないが、「怪我をすることがあるから」と止めさせ、「いじめ」がないか疑つて実態を把握する。</li></ul>

【資料】学校において、生じる可能性がある犯罪行為等

いじめの態様	刑罰法規及び事例	
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 刑法第208条	第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 <u>事例：同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。</u>
	傷害 刑法第204条	第204条 人の身体を傷害したものは、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 <u>事例：顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる。</u>
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 刑法第208条	第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 <u>事例：プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする。</u>
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	強要 刑法第223条	第223条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対して害を加える旨を告知して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も前項と同様とする。 3 前2項の罪の未遂は、罰する。 <u>事例：断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる。</u>
	強制 わいせつ 刑法第176条	第176条 13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も同様とする。 <u>事例：断れば危害を加えると脅し、性器をさわる。</u>
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	窃盗 刑法第235条	第235条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 <u>事例：教科書等の所持品を盗む。</u>
	器物破損等 刑法第261条	第261条 公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。 <u>事例：自転車を故意に破損させる。</u>

## (2) 「暴力を伴わないいじめ」

特 徴	<b>① どの児童生徒にも起こりうる。</b>
	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「暴力を伴わないいじめ」の場合、被害側と加害側の関係が固定的（一方的）とは限らない。大半の児童生徒が、被害側や加害側に何らかの立場で巻き込まれるものである。言葉通り誰にでも起こりうる。</li></ul>
	<b>② 教師や保護者が発見しにくく。</b>
対 応 の ポ イ ント	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 被害者と加害者の関係が変化する。また、発見しにくく、教職員が100%気付くことは不可能であると考えてよい。</li></ul>
	<b>③ 加害者にも行為を正当化する言い訳があることが普通である。</b>
	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 関係者の間に、現在にいたるまでの流れがあり、それぞれに受け取り方も違っている。「自分がこのような行為をしたのは、相手がその前にこのようなことをしたからだ。」という意識が互いにあることが多い。</li></ul>
対 応 の ポ イ ント	<b>① 全体を把握してから指導を行う。</b>
	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「暴力を伴わないいじめ」は、全体像を把握できていないことが多い。よって、いきなり叱りつけるような指導はしない。たまたま見つけたのが、被害を受けた児童生徒が加害者にやり返した場面だったような場合、やり返した方を一方的に指導するようなことがあってはならない。</li></ul>
	<b>② 「いじめはいけない」と指導するだけでは、説得できない。</b>
	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 加害者側にも行為を正当化する言い訳があることが多い。必要に応じて、次のことを指導する。<ul style="list-style-type: none"><li>(ア) その行為によって被害者が実際に精神的に傷ついたこと</li><li>(イ) 傷ついていると気付きながら繰り返し行ったこと</li><li>(ウ) 複数で一人（少人数）に対し行ったこと</li></ul></li></ul>



「暴力を伴わないいじめ」は、どの児童生徒にも起こりうる。「より（いじめを受ける、いじめを行う）可能性の高い児童生徒」を見つける必要はなく、全児童生徒を対象に未然防止のための教育を行う。

### 3 いじめの未然防止のポイント

～「自己有用感」「居場所づくり」「絆づくり」～

いじめを「かぜ」に例えるなら、「かぜを治療する」のではなく、「かぜをひかないように予防する」という発想が大切です。

また、教師の不適切な言動が、児童生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないよう、細心の注意をはらう必要があります。

(1) 対象は、全児童生徒である。

- 小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、加害経験も被害経験もない児童生徒は、全体の1割ほどであることが、国立教育政策研究所の調査より分かっている。「より可能性の高い子ども」を見分け出し指導する必要はない。全児童生徒に「未然防止」のための教育を行う。
- 授業を通した「居場所づくり」「絆づくり」を推進したり、生徒指導充実月間における取組を充実させたりすることで、児童生徒の相手を不愉快にさせるような態度や言動が抑えられる。

(2) 「自己有用感」を育てる。

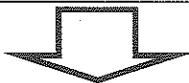
- 「自尊感情」や「自己肯定感」といった自分から自分への評価ではなく、自分が行ったことを他人から認めてもらう「自己有用感」を一人一人の児童生徒に感じさせる。
- 小中一貫・連携教育等を通した異年齢交流や地域住民と交流する体験活動等を積極的に行う。

(3) 児童生徒の「居場所づくり」は「わかる授業」づくりから行う。

- 学校生活のほとんどは、授業である。わかる授業を行い、安心して発言できる雰囲気をつくる。
- 正しい姿勢で授業を受けさせ、忘れ物をさせない等の学習訓練についても「将来児童生徒が困らないようにする」と考えて指導する。

(4) 「絆づくり」は教師の働きかけによって児童生徒同士が行う。

- 「放任」していたのでは、「絆づくり」はできない。授業においてペアやグループで話し合う場面を短時間でも設定し、全員が参加できるようにする。
- ペアやグループの組み合わせ、取り組む課題のレベル、話し合わせる時間、話し合った結果を発表させる時間や方法などを工夫する。
- 各行事においても、児童生徒の絆づくりを意識して計画し実施する。



「授業づくり」と「集団づくり」を見直すことがいじめの「未然防止」につながっていく。

### (5) 携帯電話やスマートフォン等によるいじめの未然防止について

- 携帯電話やスマートフォンを使ったりじめも、机の落書き、授業中にメモを回す、といった行為の延長線上にあるものとしてとらえる。
- 手段が巧妙かつ強力になっただけで、「暴力をともなわないいじめ」の一種と考える。
- 個人情報や誹謗中傷が流出したら取り返しがつかないだけに、なお一層「未然防止」が求められる。
- 授業における情報モラルに関する教育や、警察、携帯電話会社等との連携のもと講演会を開く等して啓発を心がける。
- 県教育委員会では、業者によるネット上の監視を行っているが、情報を共有するとともに、課題が発生した場合は、迅速に対応する。

## 4 いじめの早期発見のポイント

教師には、いじめのサインに気付き対応する行動力が求められます。また、児童生徒が相談してくれるよう信頼関係を築くことが早期発見のポイントです。さらに、児童生徒には、いじめ受けたり、見たり、聞いたりした時、周囲の人へ伝える方法を知らせておく必要があります。

### (1) 相談窓口の整備

- いじめを受けたり、見たり、聞いたりした児童生徒は、学級担任にこだわらず、伝えやすい先生にすぐ知らせるように日頃から指導する。
- 相談室や、保健室等いじめを相談するための場所の周知を行う。
- 保護者や地域住民へも、児童生徒のいじめに関する情報を得た場合の連絡先（電話番号や代表アドレス等）とともに、担当者についても周知する。
- 教職員同士の情報の共有を密に行う。
- 「学校のいじめ防止基本方針」を児童生徒、保護者、地域住民等に周知し、いじめの早期発見、情報提供等の協力を求める。
- 必要に応じて、「校長先生への手紙」や「なやみ相談箱」等による情報収集を行う。
- 各教室に「いじめ相談窓口の連絡先（資料2）」の掲示及び保護者への周知を行い、児童生徒へ「相談窓口一覧（資料3）」を配付する。
- 児童生徒や保護者に対して、スクールカウンセラーの活用と相談の申込み方法を周知する。
- 「相談する」という言葉に抵抗を感じる児童生徒もいることから、必要に応じて「話しに行く」「おしゃべりに行く」等と表現する。

(2) 日々の観察 ~児童生徒がいるところには、教職員がいる~

- 登校時や出席確認の返事等の様子、休み時間や昼休み、放課後の児童生徒の状況に目を配る。
- 「児童生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、児童生徒と共に過ごす機会を積極的に設ける。
- 「いじめ早期発見のためのチェックリスト（資料4、5）」を活用し教職員のいじめの早期発見に対する意識を高める。

(3) 観察の視点 ~集団を見る視点が必要~

- 担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。
- 仲良くみえるグループ内でもいじめが行われている場合があるので、必要に応じてグループに対して指導を行い、関係修復にあたる。

(4) 生活ノート ~コメントのやりとりから生まれる信頼関係~

- 生活ノートや連絡帳の活用により、児童生徒・保護者と連絡を密にとり、信頼関係を構築するとともに、情報収集を行う。
- 気になる記述内容に関しては、教育相談や家庭訪問等により迅速に対応する。

(5) 教育相談（カウンセリング） ~気軽に相談できる雰囲気づくり~

- 日常の生活の中で教職員の声かけ等、児童生徒が日頃から気軽に相談できる環境と信頼関係をつくる。
- 「教育相談事前アンケート（資料1）」等を活用しながら、定期的に教育相談の時間を確保して実施する。
- 機会をとらえ、カウンセリングの研修を積極的に受ける。

(6) 特別支援教育の視点から

- 児童生徒によっては、いじめを受けていてもそれを伝えることができないでいるという状況も予想される。特別支援教育の視点から配慮をする児童生徒に対しては、実態に合った聞き取りを行う。

(7) いじめ実態調査アンケート ~実施時の配慮が重要である~

- 「心のアンケート」の他に、心のアンケート抜粋版等を活用し、少なくとも学期に1回以上のアンケート調査を実施する。
- アンケートは、児童生徒の実態に合わせ、自宅に持ち帰って記入させる等の方法を取り入れる。
- 中学校1年生については、「楽しい学校生活を送るためにアンケートQ-U」の結果を学級経営等に活用する。
- 児童生徒の人間関係とその状況は常に変化をすることを考慮し、アンケートによる調査は万能ではないことを認識しておく。